

4 失業・失業保険・雇用調整

第4-8表 失業保険制度

Table 4-8: Unemployment insurance schemes

	日本	アメリカ	イギリス
制度名	失業給付	連邦・州失業保険	拠出制求職者給付(JSA)
根拠法	雇用保険法	社会保障法(1935年) 連邦失業税法(1939年) 各州失業保険法	求職者給付法(1995年)
被保険者	全雇用者。65歳以上の者、公務員及び船員は適用除外	暦年の各四半期における賃金支払総額が1,500ドル(約16万5千円)以上、又は1人以上の労働者を暦年で20週以上雇用する事業主	原則として18歳以上。年金受給年齢(男性65歳、女性60歳)未満のイギリス居住者(ただし、16歳及び17歳のものについては例外がある)
受給要件	(基本手当) ・ 離職前1年間に6か月以上被保険者期間があること。 ・ 公共職業安定所に来所し、求職の申込みを行い、就職しようとする積極的な意思があり、いつでも就職できる能力があるにもかかわらず、本人や公共職業安定所の努力によっても、職業に就くことができない「失業状態」にあること。 ・ 自己都合による離職の場合には原則3か月間の給付制限がかかる。	州毎に異なるが、一般的には事業主都合で解雇され、求職中の就労可能な失業者である。懲戒解雇者や自発的離職者(セクハラ、本人の病気、配偶者の転勤に伴う転居の理由の場合を除く)は対象とならない。 主な要件は以下の通り。 (1)離職前に一定の雇用期間及び一定額以上の所得があること (2)求職、再就職の能力、意思があること (3)解雇又は就職拒否に関する欠格事由に該当しないこと	(1)職業に就いていないこと又は収入のある仕事に週平均16時間以上従事していないこと (2)就労を行う能力を有し、求職活動を積極的に行い、かつ直ちに就職し得ること (3)過去2年間のうち1年間、保険料を納付していること (4)パーソナル・アドバイザー ¹⁾ との間で求職者協定を締結し、2週間に一度ジョブセンター・プラスに来所すること (5)現在フルタイムの教育を受けていないこと
給付水準	離職前賃金の50～80%(低賃金ほど率が高い。60歳以上65歳未満の者については45～80%)。	州毎に異なるが、概ね課税前所得(平均週給)の50%。	16～24歳:週50.95ポンド 25歳以上:週64.30ポンド (2009年8月現在)

	ドイツ	フランス
制度名	失業給付 I (Arbeitslosengeld I)	雇用復帰支援手当(ARE)
根拠法	社会法典第3編(SGB III)「雇用促進」(Arbeitsförderderung)	労働法典L.542-1条及び2009年2月19日の労使協定
被保険者	週15時間以上の労働に従事する65歳未満の者	民間の賃金労働者
受給要件	(1)職業に就いていないこと又は雇用されている場合は就労時間が週15時間未満であること(後者はいわゆる「短時間勤務給付」) (2)求職活動を行い、職業紹介に応じうる状態であること (3)離職前2年間において通算6か月以上保険料を納付していること(2012年8月1日までの有期特別短期要件) (4)公共職業安定所に失業登録をしていること (5)65歳未満であること	(1)失業保険制度に一定期間加入 ・ 50歳未満: 離職直前28か月間で122日(610時間)以上 ・ 50歳以上: 離職直前36か月間で122日(610時間)以上 (2)正当な理由がなく自己都合退職(辞職)した者ではないこと (3)就労活動に必要な身体能力があること (4)雇用局(Pôle emploi)に求職者として登録されていること (5)求職活動を、実際に、かつ継続的に行っていること(再就職活動の指針となる「個別就職計画(PPAE:Projet Personnalisé d'Accès à l'Emploi)」に従って行う) (6)原則として、60歳未満であること
給付水準	従前の手取賃金(法律上の控除額を差し引いた前職の賃金)の67%(扶養する子がない者は60%)。	給付額(日額)は離職前の賃金(月額)及び勤務形態(フルタイム、パートタイム等)に基づいて算定。フルタイム労働者の場合、以下のいずれかによる。 ・ 1077ユーロ未満: 支給額(日額)は、離職前の賃金(月額÷30日)の75% ・ 1077～1179ユーロ未満: 支給額(日額)は、26.93ユーロの定額(月額換算では、807.90ユーロ) ・ 1179～1948ユーロ未満: 支給額(日額)は、離職前の賃金(月額÷30日)の40.4%+11.04ユーロ ・ 1948～11436ユーロ未満: 支給額(日額)は、離職前の賃金(月額÷30日)の57.4% (2010年1月現在)

4 失業・失業保険・雇用調整

第4-8表 失業保険制度（続き）

Table 4-8: Unemployment insurance scheme (cont.)

	日本	アメリカ	イギリス
給付期間	年齢、被保険者期間、離職の理由等により、90日～360日 ※離職者の年齢や雇用失業情勢の地域差などを考慮し、特に再就職が困難な場合については給付日数を延長（2009年3月より3年間の暫定措置）。	州毎に異なるが、概ね最長26週 ※失業情勢が一定水準以上悪化し、延長給付プログラムが発動した州では最長59週。	最長182日(26週)
財源	給付総額の13.75%を国庫負担（2007年度からの暫定措置。本則は25%）、残りが保険料。 保険料は当該労働者の賃金総額の1000分の15.0であり、失業等給付分として1000分の12.0を労使が折半し、残り1000分の3.0を雇用安定事業・能力開発事業分として使用者が負担する（2009年度に限り、失業給付分として1000分の8を労使折半）。	<保険料(2008年)> 事業主が負担する連邦失業税及び州失業税。3つの州を除き、被用者負担はない。 事業主から徴収される連邦失業税は年間支払賃金額の6.2%であるが、一定の条件を満たす場合は5.4ポイント分の控除があるため実際の税率は0.8%。最高56ドルまで。 州失業税率の平均は2.24%（課税対象となる賃金ベース）。	<保険料(2009年)> 賃金の23.8% 被用者: 11.0% 事業主: 12.8% (国家第二年金加入者の国民保険 ²⁾ 料) <国庫負担> 原則なし
管理運営機構	中央…厚生労働省 地方…都道府県労働局、公共職業安定所	連邦労働省が管轄し、各州が制度の管理運営。	雇用年金省が管理運営し、実際の給付は同省所管のジョブセンター・プラスで受ける。

	ドイツ	フランス
給付期間	50歳未満:6~12か月 50歳以上55歳未満:6~15か月 55歳以上58歳未満:6~18か月 58歳以上:6~24か月 被保険者期間の長短は被保険者期間の長さに応じる。 ※短時間勤務給付は2009年から1年間の時 限措置で支給期間を18か月に拡大。	50歳未満: 4か月(122日)~24か月(730日) 50歳以上: 4か月(122日)~36か月(1,095日) 60歳以上の受給者で、満額老齢年金を拠出 期間不足で受給できない者は、最長65歳ま で受給可能。
財源	<保険料(2009年)> 賃金の3.0%(労使折半) ※ただし、2009年1月から2010年6月までの 18か月間は時限措置として2.8%に引下げ。 <国庫負担> 支出が収入及び積立金で賄えないときに限 り、不足分を連邦政府が全額負担。	<保険料(2009年)> 保険料率は総賃金の6.4% 被用者:2.4% 事業主:4.0% <国庫負担> 財源の98.9%は、被用者及び雇用主の拠 出金である。(2007年)
管理運営 機構	連邦労働・社会省が監督し、連邦雇用エー ジェンシーが運営。保険料徴収は疾病金庫 が実施。	雇用局(Pôle emploi)
備考	失業保険給付の給付終了後なお失業して いる生活困窮者等に対して、連邦政府が支 給する失業給付II制度がある(参考表参 照)。	失業給付の受給期間を満了した長期失業 者などを対象とした連帯失業手当制度があ る(参考表参照)。

資料出所 厚生労働省(2007.3)「2005~2006年海外情勢報告」
日本:厚生労働省及びハローワークホームページ
アメリカ:連邦労働省ホームページ(<http://workforcesecurity.doleta.gov/unemploy/>)
ドイツ:連邦労働社会省(BMAS)及び連邦雇用エージェンシー(BA)ホームページ
フランス:雇用局(Pôle emploi)ホームページ(<http://www.pole-emploi.fr/>)等により労働政
策研究・研修機構作成

- (注) 1) パーソナルアドバイザーは、求職者に対する各種支援を担当するジョブセンター・プラスの
職員(個別相談員)。
2) 国民保険(National Insurance)は、拠出制求職者給付、基礎年金、国家第二年金、就労不
能給付(Incapacity Benefit)等を含む単一の社会保険制度である。